

平成29年度補正予算

石油製品安定供給確保支援事業

【生産性向上促進支援補助事業】

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

平成30年3月

目次

I. 事業目的及び概要	2
1. 事業内容(要旨)	
2. 予算額	
3. 補助率	
4. 補助対象設備	
5. 補助金交付限度額	
6. 申請期間	
7. 本事業の注意事項	
8. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)	
II. 申請要件	7
1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)	
2. 補助対象設備・補助対象経費	
3. 補助率・補助金交付限度額	
III. 補助金受給後に生じる義務	15
1. 財産管理	
2. 対象となる財産	
3. 処分制限期間	
4. 財産処分の定義	
5. 処分制限期間中の財産管理の方法	
6. 処分制限期間中の財産処分	
7. 法令順守の義務	
8. その他の注意事項	
IV. 申請の手続き	21
1. 申請期間	
2. 申請方法(提出書類)	
3. 申請及び発注等に関する注意事項	
V. 補助金の支払手続き	25
1. 実績報告書の提出	
2. 実績報告書の提出書類	
3. 実績報告及び支払等に関する注意事項	
4. 補助金支払請求書の提出	
VI. Q&A	28

I. 事業目的及び概要

1. 事業内容(要旨)

本事業は、石油製品の安定供給体制を確保するため、長期的な事業継続が可能な中小石油販売業者等に対して、環境・IT対応等による生産性向上の取組みを支援します。具体的には、生産性向上・経営安定化に資するペーパー(ガソリン蒸気)回収型設備等の省エネ型機器を導入する際の設備購入費用の一部を補助する事業です。

災害対応要件が追加されます

補助金受給者は次の内容を実施する義務が生じます。申請時に次の内容について誓約書を提出していただきます。(P11「1.申請者の要件(補助対象給油所の要件)(3)③の書面を承諾できる者となります。)

【申請時】

- ・資源エネルギー庁の災害時情報収集システムに連絡先を登録すること。

【災害時】

- ・給油所設備の損傷や従業員の負傷等により事業継続が困難になった場合を除き、地域住民や被災者等に給油を継続すること。
- ・資源エネルギー庁に対し、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。

【平時】

- ・災害時情報収集システムにアクセスして初期登録すること。
- ・資源エネルギー庁が実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ参加すること。

※詳細内容は、「災害発生時の対応に関する誓約書(別紙6)」となりますのでご確認ください。

2. 予算額(国庫補助金)

29.2億円

※生産性向上促進支援補助事業、燃料配送合理化促進支援補助事業の内数

3. 補助率

補助対象経費の1/2以下

4. 補助対象設備

次の5つの設備です。(複数設備を申請することは可能)

- ①簡易計量機
- ②POSシステム
- ③ペーパー回収設備(計量機)
- ④ペーパー回収設備(荷卸し設備)
- ⑤樹脂製配管

※①～⑤の各設備の補助対象経費や条件等については、「P11」に記載してありますのでご確認ください。

5. 補助金交付限度額

次の通りです。

	補助金交付限度額
1 給油所あたり	500万円
1 企業あたり	1,000万円

※1企業で複数給油所を申請することは可能ですが、その場合の補助金交付限度額は1,000万円です。

※補助対象設備ごとの補助金交付限度額は、「P13」に記載してありますのでご確認ください。

6. 申請期間

第1回目の申請受付を、次の通り行います。

回数	申請期間
第1回目	平成30年3月19日 ～ 平成30年5月2日(協会到着日)
第2回目	第2回目以降は未定

※受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。

※受付を終了した後、予算に余りがある場合は、第2回以降の申請受付を行います。

※予算を超える申請があった場合は(生産性向上促進支援補助事業、燃料配送合理化促進支援補助事業の申請を含む)、その受付期間中の全ての申請者を対象に予算の範囲で、補助率を1/2以下に按分して交付決定します。

※多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知置きください。(特に予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに2か月～3か月程度の時間を要します。)

7. 本事業の注意事項

○申請者資格は、申請時点の要件だけでなく、補助事業実施期間中においても要件を満たしておく必要があります。万が一、補助事業実施期間中に申請資格要件を満たさなくなった場合は、申請の取消し補助金返還が必要になる可能性がありますのでご注意ください。

※申請者資格要件の補助事業実施期間中の考え方については、「P18(7. 法令順守の義務)」に記載してありますのでご確認ください。

○補助金交付前、交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず協会に対して報告してください。

○補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることとなります。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規程による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

- 申請書提出後に本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設置設備が対象です。既に設置しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。

- 予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に予算の範囲で、補助率1/2以下に按分して交付決定します。

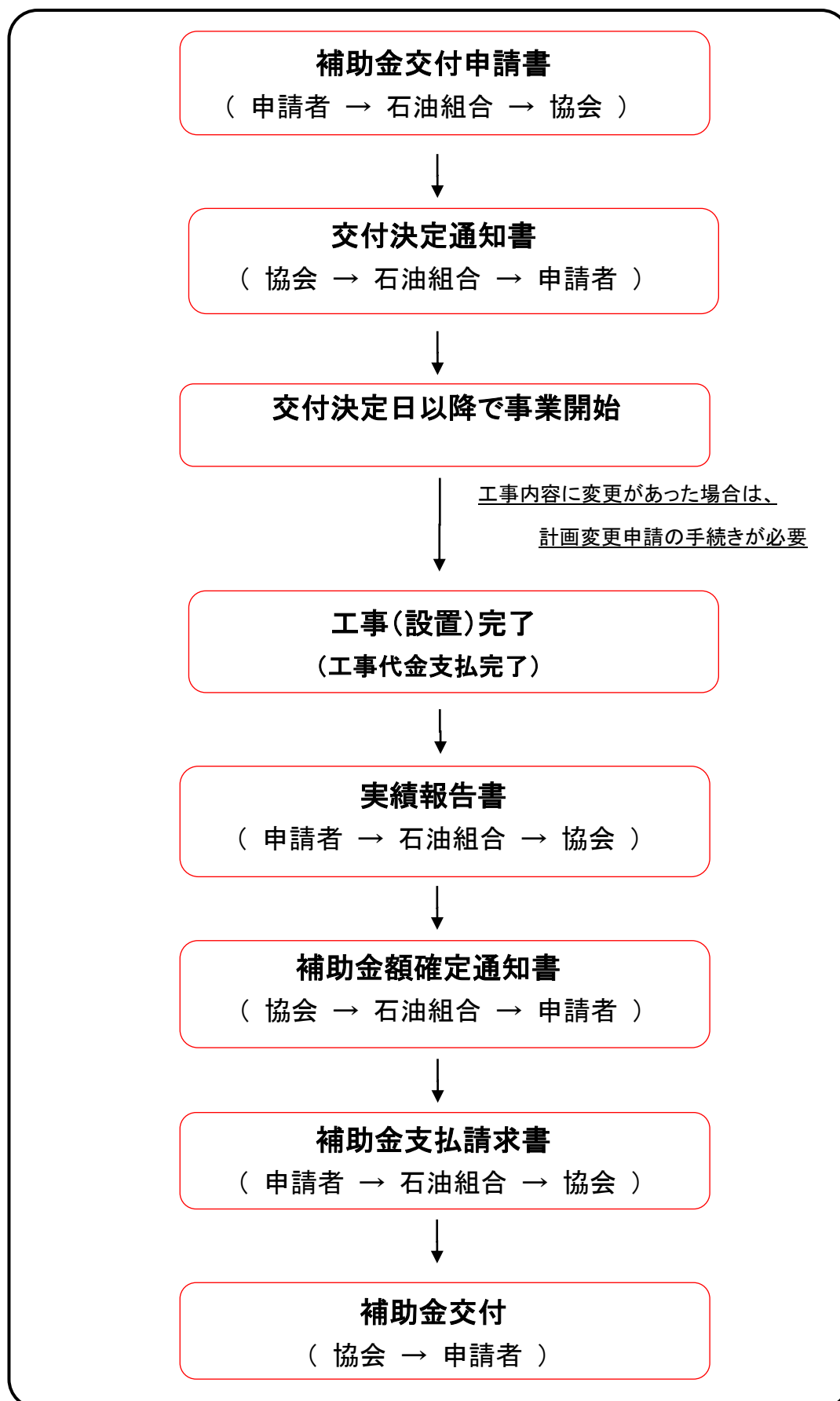
- 1 給油所につき1回のみの申請です。

- 多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがあります。
特に予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに2か月～3か月程度の時間を要します。

- 補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。
 - ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
 - ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておくこと。
 - ・当該証拠書類について、協会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。

- 本補助金の交付を受けて設置する設備(消費税抜きの取得単価50万円以上)については、「財産管理」を行う必要があります。(取得単価は補助金受給額ではありません。) 処分制限期間中に対象設備を処分する場合、補助金の返還が必要です。

8. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)



Ⅱ. 申請要件

1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

本事業を申請できる者は、揮発油販売業者が運営する給油所に、下記「2. 補助対象設備・補助対象経費」の①～⑤の補助対象設備を設置しようとする揮発油販売業者(当該揮発油販売業者が運営している給油所の所有者含む)であって、以下(1)～(3)の要件に該当する者となります。(※1)

(1) 次の法令違反等の事項に該当しない者

- ①申請資格に関する事項(申請資格に関する誓約書(別紙1)をご確認ください。)
- ②暴力団排除に関する事項(暴力団排除に関する誓約書(別紙2)をご確認ください。)
- ③上記①②に該当しない者であることに関する役員名簿(国の指定様式による役員等名簿(別紙3)をご確認ください。)

※別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 次の①～⑤のいずれかの要件に該当する給油所

①中核給油所(※2)【企業規模は問わず(※10)】

…「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項第5号」に基づき、経済産業局に「中核給油所」の変更届出を行っている給油所。

②事業承継を行う給油所(※3)【企業規模は、中小企業者等に限る(※10)】

… 次のいずれかに該当する「事業承継」を平成30年2月14日以降から実績報告書提出までに行い、営業継続する給油所。

イ. 品質確保法に基づく「承継」(個人事業者の場合の相続、法人の場合の吸収合併等)を行い、営業継続する給油所。

(例) 相続 … A店主が子Bへ事業相続する場合(運営する給油所全てが対象)

(例) 合併 … 揮発油販売業者が合併する場合(運営する給油所全てが対象)

(例) 代表者変更 … 法人内で代表者変更する場合(運営する給油所全てが対象)

ロ. 他の揮発油販売業者が運営する給油所を譲り受けるため、品質確保法に基づく「承継」または「変更登録」を行い、営業継続する給油所。

(例) 承継 … Aが運営する全ての給油所をBに譲渡する場合(Bが対象者、Aから譲り受けた給油所全てが対象)

(例) 変更登録 … Aが運営する一部の給油所をBに譲渡する場合(Bが対象者、Aから譲り受けた給油所全てが対象)

③次の2つの条件を満たす給油所(※4)【企業規模は、中小企業者等に限る(※10)】

…「申請日から過去5年以上継続して給油所の運営を行っていること」、且つ「申請日から過去5年以内に下記の設備について100万円以上(消費税抜き)の設備投資を行っている給油所。」(申請時において既に設備投資が行われていること。)

(※5)(※6)

○ 100万円以上(消費税抜き)の設備投資は、以下の通りです。(修理費用は設備投資に含みません。)

イ. 地下タンク(配管含む)

ロ. 計量機(POS含む) ※POSは、ソフト、ハード、周辺機器の全てを対象とします。

ハ. ベーパー回収設備

ニ. タンクローリー(荷卸しシステム含む)

※イ. については、FRPライニング、精密油面計、電気防食の改修工事は対象とします。

※ハ. については、石油製品荷卸し設備(ステージⅠ)及び計量機(ステージⅡ)ともに対象とします。

※イ. ~ハ. については、申請する給油所に設置した設備に限ります。

※ニ. については、1台の購入につき1給油所の申請を可能とします。(積載型タイプの場合は、車両と積載タンクの両方の設備投資であること。)

○ 上記イ. ~ニ. については、リース導入で行っている場合も対象とします。(リース契約額が100万円以上(消費税抜き)であること。)

○ 上記イ. ~ニ. については、補助金を受給している設備の場合も対象とします。(総額が100万円以上(消費税抜き)であること。)

④次の2つの条件を満たす給油所(※7)【企業規模は、中小企業者等に限る(※10)】

…「申請日から過去5年以上継続して給油所の運営を行っていること」、且つ「申請日から直近2期連続して営業利益が黒字である会社(個人業者含む)又は給油所。」(※8)

○ 会社又は申請給油所の直近2期連続して営業利益が黒字であることは、「財務状況の判定表(別紙4)」を用いて提出する。

※「会社全体」又は「申請給油所単体」のいずれかで証明する。

※複数給油所を運営している申請者で、会社全体で証明する場合は、運営する全ての給油所の申請を可能とします。

※財務状況の判定表(別紙4)については、次の点に注意又は留意すること。

- ・財務状況の記載は、正確にお願いします。
 - 協会又は国(エネ庁・会計検査院)の現地調査等において、財務状況の記載について説明を求められることがあります。
- ・会社全体で証明する場合の添付書類は、法人にあつては所轄税務署に提出した決算書のうち「損益計算書」「貸借対照表」「株主資本等変動計算書」、個人業者にあつては所轄税務署に提出した「確定申告書一式」を提出ください。
 - 協会から、別途「付属明細書」等の提出を求める場合があります。
- ・申請給油所単体で証明する場合の添付書類は、売上や売上原価に係る伝票及び販管費や一般管理費に係る領収証を提出いただきますが、これに代わるものとして、POS等から出力した集計表等で財務状況の確認ができる書面での提出でも可能とします。
 - この場合、協会又は国(エネ庁・会計検査院)の現地調査等において、集計元となる伝票や領収証について提出を求められることがありますので、当該伝票等は申請者自身で補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておく必要があります。
 - なお、申請給油所単体の財務状況が明確に確認できない者(証明ができない者)の申請はできません。また、提出されても協会の書類確認において明確に確認できないと判断したときは交付決定できません。

⑤住民拠点SS(※9)【企業規模は問わず(※10)】

…申請時において、国から「住民拠点SS指定書」が交付されている給油所、又は石油協会から「住民拠点SS補助事業の補助金額確定通知書」が発行されている給油所。

- ※1 揮発油販売業者が、申請する給油所の所有者と相違する場合は、申請する給油所の運営者と所有者が共同(連名)で申請し、申請する設備の費用負担を行う者(取得後は当該設備の財産管理を行う者)が「補助金受給者」となります。
- ※2 「中核給油所」は、国の告示で指定された給油所に限ります。
- ※3 「事業承継を行う給油所」で、申請する給油所の運営者と所有者が相違する場合は、補助金受給者が中小企業者等である必要があります。
- ※4 「申請日から過去5年以上継続して給油所の運営を行っていること」、且つ「申請日から過去5年以内に下記の設備について100万円以上(消費税抜き)の設備投資を行っている給油所」で、申請する給油所の運営者と所有者が相違する場合は、補助金受給者が中小企業者等である必要があります。

- ※5 「申請日から過去5年以上継続して給油所の運営を行っていること」は、現在申請する給油所の揮発油販売業者が過去5年以上継続して給油所の運営を行っていない場合であっても、前の運営者との通算で過去5年以上継続していれば対象とします。
- ※6 本事業を、平成26年度から平成29年度に実施した経営安定化促進支援事業で申請した給油所が今回申請する場合の「申請日から過去5年以内に下記の設備について100万円以上（消費税抜き）の設備投資を行っている給油所」については、申請日から過去5年以内に導入した設備投資であれば、これまでと同じ設備投資の物件でも対象とします。
- ※7 「申請日から過去5年以上継続して給油所の運営を行っていること」、且つ「申請日から直近2期連続して営業利益が黒字である会社又は給油所」で、申請する給油所の運営者と所有者が相違する場合は、補助金受給者が中小企業者等である必要があります。
- ※8 「申請日から過去5年以上継続して給油所の運営を行っていること」、且つ「申請日から直近2期連続して営業利益が黒字である会社又は給油所」で、現在申請する給油所の揮発油販売業者が過去5年以上継続して給油所の運営を行っていない場合であっても、前の運営者との通算で過去5年以上継続していれば対象とします。
- ※9 「住民拠点SS」は、申請時において住民拠点SSである給油所に限ります。（これから住民拠点SSとなる予定の給油所は対象となりません。）
- ※10 企業規模の定義は、下記の通りです。

1. 中小企業者等 : 次の①または②に該当する者

①中小企業基本法第2条第1項に基づく次の会社又は個人事業者

【小売業の場合】資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社。

【卸売業の場合】資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社。

※「卸売業」とは、副特約店等の他の揮発油販売業者に石油製品の卸売りを行うことをいいます。

※「卸売業」の場合、次のいずれかの書類を提出することが必要になります。

(1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」

(2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」

②地方自治体

2. 非中小企業者 : 中小企業者等に該当しない者

(3)生産性向上及び災害発生時の対応に関する要件について、次の①～③の書面を承諾できる者

- ①申請時に「生産性向上計画(別紙7)」を提出すること。
- ②実績報告時及び補助金受給後(平成31年度から平成33年度まで)、各年度の実績を「生産性向上実績報告書(別紙9)」を用いて協会に提出すること。(各年度の提出期限は、翌年度4月の第2週最終営業日まで)
- ③災害発生時に「被害状況の報告」「できる限りの給油の継続を行う」等の対応について、「災害発生時の対応に関する誓約書(別紙6)」を提出すること。

※別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

2. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象設備及び補助対象経費は、下表の通りです。

補助対象設備(※1)	条件等(※2)
①簡易計量機	<ul style="list-style-type: none"> ・未設置の給油所も補助対象とする。 ・地下タンクの廃止を条件としない。 ・簡易計量機を設置する合理的な理由が必要。(設置理由書(別紙5)にて証明が必要。)
②POSシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・POS本体(ハード)のみに限る。 ・POS本体には、周辺機器(外設機・釣銭機・カードリーダー等)も補助対象とし、周辺機器のみの申請も補助対象とする。(但しハンディは補助対象外。) ・既存POS本体の台数以下に限る。(但し周辺機器の増設については限らない。) ・周辺機器の増設については補助対象とする。 ・未設置の給油所も補助対象とする。
③ペーパー回収設備 (計量機)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存計量機の基数以下に限る。(既存計量機はペーパー回収機能の付いていないタイプのもの。) ・液化回収型に限る。

<p>④ペーパー回収設備 (荷卸し設備)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存荷卸し設備の台数以下に限る。 ・未設置の給油所も補助対象とする。 ・回収したペーパーが外部に排出されない機構が備わっているものに限る。
<p>⑤樹脂製配管 (樹脂被覆配管含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼製配管からの更新に限る。 ・注油管・通気管・サクシオン管の配管立上部分の鋼製配管も一体として含む。 ・懸垂式計量機(ノンスペ式計量機)の二次配管は補助対象外とする。 ・既存鋼製配管の埋殺しに伴う樹脂配管の設置も補助対象とする。 ・既存計量機の買換えに伴う樹脂配管の設置も、既存計量機の基数以下の範囲内で補助対象とする。 ・地下タンクの入換えに伴う樹脂配管の設置も補助対象とする。

補助対象設備(※1)	補助対象経費(※3)
<p>補助対象設備 ①～⑤の全て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本体購入費 ・設置工事費(設置のために必要な既存設備の撤去費・処分費含む)(※4) ・消防納付金(消防手続費は補助対象外) <p>※諸経費、一般管理費、消防手続費等は補助対象外</p>

※1 協会ホームページに掲載の「補助対象設備の型番指定に係る一覧表」のものに限ります。「補助対象設備の型番指定に係る一覧表」に掲載が無い場合は、ご相談ください。

※1 中古品も対象です。(補助対象設備の型番指定に係る一覧表に限りません。補助対象設備⑤は除きます。)

※2 共通条件として、設置して稼働できる申請に限る。(単なる購入は不可。)

※2 共通条件として、生産性向上の効果が見込まれる設備に限ります。(生産性向上計画(別紙7)を提出。)

※3 補助対象経費のうち、消費税は補助対象外です。

※4 簡易計量機については、既存設備の撤去費・処分費に、地下タンクの廃止に係る費用を含みます。

3. 補助率・補助金交付限度額

○補助対象設備ごとの補助率及び補助金交付限度額は、下表の通りです。

補助対象設備	補助率(※1)	補助金交付限度額(※2)
①簡易計量機	1/2以下	250万円
②POSシステム		300万円
③ペーパー回収設備 (計量機)		500万円
④ペーパー回収設備 (荷卸し設備)		500万円
⑤樹脂製配管 (樹脂被覆配管含む)		400万円

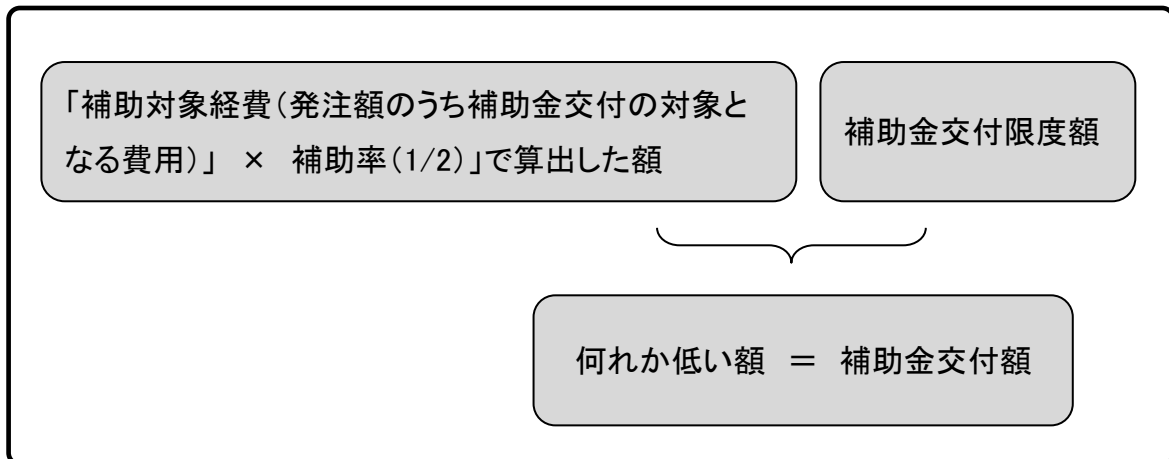
○1給油所で補助対象設備①～⑤を複数申請、及び1企業で複数給油所を申請することは可能ですが、その場合の補助金交付限度額は、下表の通りです。

	補助金交付限度額
1 給油所あたり	500万円
1 企業あたり	1,000万円

※1 予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率1/2以下に按分して交付決定します。

※2 補助金交付限度額は、1給油所あたりの補助金額の上限です。

○補助金額の算出方法(補助率を1/2とした場合)



具体例①「POSシステムを申請する場合」

・事業総額 700 万円(うち補助対象経費 650 万円)

・補助率1/2

・補助金交付限度額 300 万円

・補助対象経費の合計額 650 万円

→ 補助対象経費 650 万円 × 1/2 = 325 万円

∴ 補助金交付額は、限度額を超えているため 300 万円を採用

具体例②「ペーパー回収設備(計量機)を申請する場合」

・事業総額 800 万円 (うち補助対象経費 750 万円)

・補助率1/2

・補助金交付限度額 500 万円

・補助対象経費の合計額 750 万円

→ 補助対象経費 750 万円 × 1/2 = 375 万円

∴ 補助金交付額は、補助率1/2で算出した額である 375 万円を採用

Ⅲ. 補助金受給後に生じる義務

- 補助金の返還に関する重要なことを記載しています。
- 申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

1. 財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、申請者(補助金受給者)は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表(様式安定供給第19号)」を必ず添付してください。

2. 対象となる財産

取得価格が単価50万円(消費税抜き)以上の設備

3. 処分制限期間

【新品の場合】

補助対象設備名	処分制限期間
簡易計量機	8年
POSシステム	5年
ペーパー回収設備(計量機)	8年
ペーパー回収設備(荷卸し設備)	8年
樹脂製配管(樹脂被覆配管含む)	8年

【中古の場合】 ※国税庁ホームページより

経過年数	処分制限期間
・上記「新品」の処分制限期間の全てを経過している場合	「新品の処分制限期間×20%」の期間
・上記「新品」の処分制限期間の一部を経過している場合	「(新品の処分制限期間－経過年数)＋(経過年数×20%)」の期間
<p>○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。</p> <p>○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。</p> <p><計算例></p> <p>新品の処分制限期間：8年（経過年数：4年の場合）</p> <p>$(8年 - 4年) + (4年 \times 20\%) = 4.8年 \rightarrow \underline{4年}$（端数切り捨て）</p>	

（注意）

- 「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。
- 補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。
 - ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
 - ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておくこと。
 - ・当該証拠書類について、協会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。
- 国の補助金で実施していますので、所得税法第42条及び法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することができます。
- 処分制限期間中に、何らかの理由により補助金を受給した設置設備を処分しなければならない場合、受給した補助金の一部又は全部の返還が必要となりますので、ご注意ください。

4. 財産処分の定義

○補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更
交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に 供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

5. 処分制限期間中の財産管理の方法

○「取得財産等管理台帳(様式安定供給第18号)」を作成し、申請者自身で管理する。

○「取得財産等管理明細表(様式安定供給第19号)」を作成し、毎年度更新する。

○ 設備設置後、処分制限期間が終了するまでの間、2年に1回の年度末までに、設置設備に係る「償却資産申告書(償却資産課税台帳)写し」、又は固定資産台帳(固定資産減価償却台帳)写し」等、及び「取得財産等管理明細表(様式安定供給第19号)」を協会に提出する。

6. 処分制限期間中の財産処分

- 処分制限期間中は、取得した設置設備を協会の許可なく「処分」することはできません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に協会に対し「処分承認手続き」が必要になります。
- 但し、協会の処分承認を得て処分する場合でも、国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。
- 万一、協会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となり、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を国に返還しなければなりません。

7. 法令順守の義務

申請者資格は、申請時点の要件だけでなく、補助事業実施期間中においても要件を満たしておく必要があります。万一、補助事業実施期間中に申請資格者要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば申請の取消し、補助金交付後であれば申請の取消し及び補助金返還が必要になる可能性がありますのでご注意ください。

	申請者資格要件に係る 補助事業実施期間(※1)
P7「1. 申請者の要件（補助対象給油所の要件）（1）①～③」について ※申請資格に関する誓約書(別紙1)の事項	申請時 ～ 補助金を受給した 会計年度が終了するまで
P7「1. 申請者の要件（補助対象給油所の要件）（2）①～⑤」について ※揮発油販売業者で中核給油所（①の要件） ※揮発油販売業者で中小企業者（②③④の要件） ※揮発油販売業者で住民拠点SS（⑤の要件）	申請時 ～ 補助金の受給時まで
※5年以内の設備投資（③の要件） ※直近2期連続して黒字（④の要件）	申請時点

※1 業務方法書第18条第7項及び第8項に基づく。

8. その他の注意事項

○発注先が申請者自身である場合（自社調達を行う場合）は、国の定める「補助事業事務処理マニュアル」に基づき、次の通り「利益排除」を行うこととなります。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

記入例

捨印

(様式安定供給第19号)

石油製品安定供給確保支援補助事業 取得財産等管理明細表(平成 30 年度)

交付承認番号 生産 - 30 - - 号
住 所
氏名又は名称 (補助金受給者)
及び代表者名 印

区 分	ハ	脚注2 (イ) ~ (ホ) の中から該当する区分記号を記載する			当者
財 産 名	ペーパー回収設備(計量機)	上記区分記号の補助対象設備名を記載する			
規 格					
数 量	一式	設備の型式番号を記載する			
単 価	円	円	円	円	
金 額	円	補助金額を記載するのではなく、取得費(消費税抜き)を記載する			円
取得年月日					
耐用年数	8 年	POSシステムは5年、それ以外は8年(P15参照) ※減価償却の際の耐用年数ではありません			年
保管場所	〇〇給油所	※中古の場合はP16を参照			
補 助 率	1/2以下				
備 考	設置費込み				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用増加価格が業務方法書第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)簡易計量機、(ロ)POSシステム、(ハ)ペーパー回収設備(計量機)、(ニ)ペーパー回収設備(荷卸し設備)、(ホ)樹脂製配管とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差 申請給油所名を記載する 合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

IV . 申請の手続き

1. 申請期間

第1回目の申請受付を、次の通り行います。

回数	申請期間
第1回目	平成30年3月19日 ~ 平成30年5月2日（協会到着日）
第2回目	第2回目以降は未定

※受付を終了した後、予算に余りがある場合は、第2回以降の申請受付を行います。

※多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知置きください。（特に予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに2か月～3か月程度の時間を要します。）

2. 申請方法(提出書類)

補助金申請をするときは、交付申請書に以下の書類を添付して、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金交付申請書([様式安定供給第1号](#))

○申請資格に関する誓約書([別紙1](#))

○暴力団排除に関する誓約書([別紙2](#))

○役員等名簿(国の指定様式)([別紙3](#))

※個人事業者の場合は、本人を記載する

○中小企業者等の規模が確認できる次のいずれかの書類(中核給油所の要件又は住民拠点SSの要件で申請する者を除く)

- ①申請者が会社であって、資本金で証明する場合は「商業登記簿謄本写し」
- ②申請者が個人または会社であって、常時使用する従業員数で証明する場合は、次のいずれかの書類
 - イ 個人の場合は、「源泉所得税領収書写し」等
 - ロ 会社の場合は、法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書写し」等

○卸売業であることを証明する場合は、次のいずれかの書類

- ①副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
- ②「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」

○中核給油所の要件で申請する者の場合は、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項第5号に基づく「変更届出書写し」(経済産業局等の受付印があるもの)

○事業承継を行う給油所の要件で申請する者の場合は、品質確保法の「変更登録申請書写し」又は「揮発油販売業承継届出書写し」(経済産業局等の受付印があるもの)
※申請書の提出後に事業承継する場合は、実績報告書の提出時に添付すること

○申請日から起算して過去5年以上継続して給油所の運営を行っており、申請日から起算して過去5年以内に100万円以上(消費税抜き)の設備投資を行っている給油所の要件で申請する者の場合は、その設備投資を行ったことが確認できる次のいずれかの書類

- ①「請求書写し」及び「金融機関振込依頼書写し(金融機関の受付印があるもの)」等の支払証券の書類
- ②「資産償却台帳写し」等
- ③「補助金額確定通知書写し」等(石油協会または全石連のものに限る)
- ④リース導入を行ったもので証明する場合は、「リース契約書写し」等

○申請日から過去5年以上継続して給油所の運営を行っており、申請日から直近2期連続して営業利益が黒字である会社(個人業者含む)又は給油所の要件で申請する者の場合は、その直近2期連続黒字であることが確認できる「財務状況の判定表(別紙4)」

※「財務状況の判定表(別紙4)」については、「P9「財務状況の判定表(別紙4)」については、次の点に注意又は留意すること」に記載があるので、その内容を理解するとともに添付書類等について確認すること。))

- 住民拠点SSの要件で申請する者の場合は、「住民拠点SS指定書写し」、又は「住民拠点SS補助事業の補助金額確定通知書写し」

- 見積書写し(2業者以上の競争見積もり)

- 申請給油所の日付入り写真
 - ※給油所の全景写真、現況設備(入換する設備)の写真、申請する設備の設置予定箇所の写真
 - ※現況設備(入換する設備)の型番が確認できる写真(樹脂製配管を除く)
 - ※樹脂製配管は、現況の鋼製配管(入換する配管)が埋設されている部分(土間部分)を撮影すること

- 申請給油所の平面図
 - ※現況設備(入換する設備)、申請する設備の設置予定箇所がわかる形で印をつけること
 - ※樹脂製配管を申請する場合は、現況の鋼製配管(入換する配管)、申請する樹脂製配管が記載されていること

- 簡易計量機で申請する場合は、設置理由書([別紙5](#))

- 災害発生時の対応に関する誓約書([別紙6](#))(中核給油所の要件又は住民拠点SSの要件で申請する者を除く)

- 生産性向上計画([別紙7](#))

- 取得財産等の管理・処分に関する誓約書([別紙8](#))

- 中古品で申請する場合は、申請する設備の製品仕様書(パンフレット)等
 - ※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

- 申請給油所の運営者と所有者が相違する場合は、次のいずれかの書類
 - ①当事者間で締結している「申請給油所の賃貸借契約書等写し」
 - ②申請給油所の「建物の不動産登記簿謄本写し」
 - ③申請給油所の「建物の固定資産評価証明書写し」

- その他協会が必要に応じ要請する書類

3. 申請及び発注等に関する注意事項

- 申請は給油所ごとに行い、申請回数は給油所ごとに1回限りとします。
- 取得した見積業者の中から最も安価な業者に発注してください。
但し、発注先が申請者自身である場合は、国の定める「補助事業事務処理マニュアル」に基づき「利益排除」を行うこととなります。
※利益排除については、「P19」に記載してありますのでご確認ください。
- 申請段階では発注・契約は行わないでください。
※審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、協会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に発注・契約し、設置工事を開始してください。
※交付決定通知書受理前に受発注・契約または設置工事を開始した場合は、補助金のお支払いができなくなりますので十分ご注意ください。
- 本事業は、新たに買換えで設置する設備に対して補助金を交付する事業ですので、リースにより導入する場合は対象となりません。
- 申請の受付期間内に予算を超える申請があった場合は、補助率1/2以下に按分して交付決定します。
- 交付決定通知書の発行は、申請の受付期間終了後に行います。多数の申請があった場合は、交付決定まで時間を要することがあります。
特に予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに2か月～3か月程度の時間を要します。
- 本事業を、平成26年度から平成29年度に実施した経営安定化促進支援事業で申請した給油所が今回申請する場合、申請者の要件①～⑤(P7参照)が前回と同じ要件であっても、今回の申請要件を満たしていれば対象とします。

V . 補助金の支払手続き

1. 実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

- 補助事業完了後、原則30日以内に提出(※1)
- 最終提出期限は、平成31年2月8日(協会到着日)まで(※2)(※3)

- ※1 複数設備を申請している場合は、全ての設備の補助事業完了後です。
- ※2 最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。
- ※3 最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんので十分ご注意ください。

2. 実績報告書の提出書類

実績報告を行うときは、実績報告書に以下の書類を添付して、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

○実績報告書([様式安定供給第10号](#))

○「受発注書写し」または「契約書写し」

○施工業者が発行した「請求書写し」

○「金融機関振込依頼書(金融機関受付印のあるもの)写し」

※補助事業において、支払実績の確認は肝となる部分になります。

代金の支払いは、金融機関窓口での振込みでお願いします。

※やむを得ずPCから振込みで行った場合は、次のいずれかの書類。

- ①「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込日以降の日付であるもの)」
- ②「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

※やむを得ず小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」。

※現金払い及び約束手形払いはお止めください。(補助金のお支払いができなくなる場合があります。)

○設置した設備の日付入り写真(給油所の全景写真、設置した設備の写真)

※設置した設備の写真は、工事工程写真(設置前・撤去中・設置中・設置後)の形で提出すること

※設置した設備の型番が確認できる写真(樹脂製配管については、設置時に型番を撮影すること)

○消防申請がある場合は次の書類

①「変更許可申請書写し」(消防の受付印があるもの)

②「許可証写し」

③「完成検査申請書写し」(消防の受付印があるもの)

④「完成検査済証写し」

※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記①～④に加えて次の書類

⑤「仮使用承認申請書写し」(消防の受付印があるもの)

⑥「仮使用承認証写し」

○消防届出がある場合は、「軽微な変更届出書写し」

○取得財産等管理明細表([様式安定供給第19号](#))

○生産性向上実績報告書([別紙9](#))

※なお、実績報告時を含めて補助金受給後(平成31年度から平成33年度まで)、各年度の実績を「当該報告書(別紙9)」を用いて協会に提出していただきます。

各年度の提出期限は、翌年度4月の第2週最終営業日までです。(P11「(3)生産性向上及び災害発生時の対応に関する要件について」の②を参照ください。)

○事業承継を行う給油所の要件で申請を行った者で、申請書の提出後に事業承継を行った場合は、品質確保法の「変更登録申請書写し」又は「揮発油販売業承継届出書写し」(経済産業局等の受領印のあるもの)

○その他協会が必要に応じ要請する書類

3. 実績報告及び支払等に関する注意事項

○協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。

○申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。

○補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。

※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。

※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となります。

4. 補助金支払請求書の提出

協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金支払請求書 ([様式安定供給第13号](#))

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

※第1回目の補助金のお支払いは、平成30年8月下旬以降となりますので、ご承知置きください。

VI . Q & A

Q1. 【リース物件】

リース契約により設置する設備も補助対象となりますか？

A1. リース物件は補助対象にはなりません。

本事業は、買取りで設置した場合のみが補助対象です。設備設置後、費用一式を支払い、その後協会から補助金を受給することとなります。

Q2. 【中古物件】

中古品を設置する場合、2社以上の見積書はどうすれば良いでしょうか？

A2. 中古品であっても、2社以上の見積書は必要です。

しかしながら、同条件の複数見積もりの取得が困難な場合は、インターネット等を活用し、同条件下での価格相場観が確認できる書類を競争見積書の代わりとして提出してください。

Q3. 【予算額】

予算額29.2億円は、燃料配送合理化促進支援事業との合算した予算額となっていますが、それぞれの補助事業の予算額はどのようになっているのでしょうか？

A3. それぞれの補助事業として予算額の設定はありません。

両方の補助事業で予算額が29.2億円となります。

Q4.【申請について】

生産性向上促進支援補助事業と燃料配送合理化促進支援補助事業の両方に申請できるのでしょうか？

A4. 申請できます。

両方の事業ごとに申請条件がありますので、その条件を満たしていれば大丈夫です。それぞれに申請書を作成し、必要書類を揃えて申請してください。

Q5.【申請期間】

予算を超える申請があった場合、受付期間中に申請受付を締め切ることはいま
すか？

A5. 受付期間中に締め切ることはありません。

予算を超えた場合、補助率を1/2以下とし、申請者全員に補助金が交付できるよう調整します。

その後の申請受け付けは行いません。

Q6.【実績報告】

実績報告書の提出期限までに補助対象設備を設置できない場合や「事業承継」
等の手続きが間に合わない場合、期限延長はありますか？

A6. 延長はできません。

計画に余裕をもって申請してください。

Q7.【申請回数】

申請は、1給油所1回だけですか？

A7. 1給油所につき1回のみです。

そのため複数設備を申請する場合は、一度に申請してください。

なお、1企業における複数給油所の申請は可能ですが、給油所ごとに申請要件を満たす必要があります。

Q8.【リース物件の買取り】

現在利用しているリース物件を買取った場合、補助対象となりますか？

A8. 対象となりません。

新規導入、買換えの場合が対象です。

Q9.【設備投資について】

計量機等の修理・検定や地下タンクの点検費用も設備投資の対象となりますか？

A9. 対象となりません。

通常「修繕費」等で処理するものについては、対象ではありません。

但し、FRPライニング・電気防食・精密油面計の工事費用については、本事業においては設備投資の対象となります。

資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い

石油製品店頭価格の消費税表示方法について

消費税は平成26年4月より8%に引き上げられておりますが、その表示方法については、消費税法(昭和63年法律第108号)第63条に規定する総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないもの等(※1)としています。

しかしながら、サービスステーション(SS)における価格表示が主として走行中の車の中にいる者を対象とするとの特性を有することから、一般消費者の価格誤認や流通の現場での混乱を防ぎ、事務負担を軽減する観点から、平成33年3月31日までの特例期間においても、SSにおける価格表示については総額表示としてください。

本内容に関するお問い合わせ先
資源エネルギー庁石油流通課

「生産性向上促進支援事業」の補助事業に関するお問い合わせは、石油組合又は石油協会にお願いします。

※1 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)第10条